

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 關東財務局長  
【提出日】 2025年12月5日  
【会社名】 株式会社イクヨ  
【英訳名】 IKUYO CO., LTD.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 孫 峰  
【本店の所在の場所】 神奈川県厚木市上依知3019番地  
【電話番号】 046(285)1800  
【事務連絡者氏名】 取締役 管理統括本部 飯野 英明  
【最寄りの連絡場所】 神奈川県厚木市上依知3019番地  
【電話番号】 046(285)1800  
【事務連絡者氏名】 取締役 管理統括本部 飯野 英明  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、2025年11月26日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行すべく2026年1月28日開催（予定）の臨時株主総会決議による承認を条件とし、2026年4月1日（予定）を効力発生日として、当社の完全子会社であるイクヨオートモーティブ株式会社に対し当社が営む自動車部品事業を、吸収分割により承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

### 1. 当該吸収分割の相手会社に関する事項

#### (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	イクヨオートモーティブ株式会社
本店の所在地	神奈川県厚木市上依知3019番地
代表者の氏名	代表取締役 孫 峰
資本金の額	10百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	自動車部品事業

#### (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

<イクヨオートモーティブ株式会社>

イクヨオートモーティブ株式会社は、2025年11月26日の設立であり、本臨時報告書提出日現在、最終の事業年度は終了していないため、記載しておりません。

#### (3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

<イクヨオートモーティブ株式会社>

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社イクヨ	100%

#### (4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

<イクヨオートモーティブ株式会社>

資本関係	当社100%出資の子会社
人的関係	当社より取締役1名を派遣
取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません

### 2. 当該吸収分割の目的

当社は、これまで自動車部品の製造・販売を主軸とし、安定した事業基盤のもと成長を続けてまいりました。しかしながら、近年の自動車業界における技術革新や市場環境の変化、さらには電動化・自動運転・カーボンニュートラルといった世界的な潮流を踏まえ、M&Aによる海外展開、デジタルアセットを活用した商取引の事業化にも着手しています。よって、当社グループの更なる成長を実現するためには、既存の事業領域にとらわれない柔軟な経営体制の構築が不可欠であると考えております。こうした環境変化に対応し、グループ全体の競争力を高めるためには、持株会社体制への移行が最適であると判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社体制への移行により、「資本政策の柔軟性」「投資家への透明性」「リスク分散」「成長戦略の機動性」「財務健全性」を高める事で、エクイティ調達を含む資金調達力を強化し、イクヨグループのさらなる拡大を目指してまいります。

### 3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

#### (1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社が100%出資するイクヨオートモーティブ株式会社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」という。）とする吸収分割であり、当社は引き続き上場を維持いたします。

#### (2) 吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため無対価にて実施します。

#### (3) 吸収分割の日程

分割準備会社の設立	2025年11月26日
吸収分割契約承認取締役会決議日	2025年11月26日
吸収分割契約締結日	2025年11月26日
吸収分割契約承認臨時株主総会	2026年1月28日（予定）
吸収分割の効力発生日	2026年4月1日（予定）

#### (4) その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割における資本金の増減はありません。

本会社分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当する事項はありません。

承継会社が承継する権利義務

承継会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本吸収分割にかかる吸収分割契約に定めるものを当社から承継します。

なお、承継会社が当社から承継する債務につきましては、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

### 4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため無対価にて実施します。

### 5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	イクヨオートモーティブ株式会社
本店の所在地	神奈川県厚木市上依知3019番地
代表者の氏名	代表取締役 孫 峰
資本金の額	10百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	自動車部品事業

以上